



衆議院議員総選挙

9月11日(日) 投・開票

9月11日(日)は、衆議院議員総選挙の投票日です。
貴重な一票をたいせつに、みんなそろって投票しましょう。

投票の種類

衆議院小選挙区選出議員選挙
(埼玉第13区)
衆議院比例代表選出議員選挙
(北関東ブロック)
最高裁判所裁判官国民審査

選挙日程

投票日
9月11日(日)
午前7時～午後8時
開票
9月11日(日)
午後9時から
役場1階 大会議室

期日前投票について

投票日に仕事や旅行などの予定がある場合など、一定の事由に該当すれば、左記の期間に投票することができます。

9月4日(月)～9月10日(土)

時間

午前8時30分～午後8時

役場1階会議室102・103

持参するもの

投票所入場券

最高裁判所裁判官国民審査については、投票できる期間が異なりますので、ご注意ください。

8月31日(水)～9月10日(土)
5月30日から6月1日までの間に転入の届出をし、選挙人名簿に登録されたかたは、9月2日(金)から期日前投票をすることができます。
最高裁判所裁判官国民審査

期日前投票を行うときには未だ19歳であり、投票日当日(9月11日)に20歳になるかたは、期日前投票はできませんが、不在者投票をすることができます。

投票できるかた

投票するためには、次の2つの要件を満たし、選挙人名簿に登録されている必要があります。

年齢要件 昭和60年9月12日までに生まれたかた
住所要件 平成17年6月1日までに、住民票が作成され、または白岡町に転入の届出を

投票所へは入場券を持って

投票所入場券は、世帯ごとに封筒で郵送します。

入場券は、投票日までたいせつに保管し、入場券に記載されている投票所をこの紙面の略図でご確認のうえ、当日持参してください。もし、入場券が届かなかつたり、紛失してしまっても、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票日当日、投票所の係員に申し出て、入場券の再交付を受けてください。

点字投票と代理投票

次のようなかたは、投票所の係員に申し出てください。

● 目の不自由なかた(点字投票)
各投票所に点字投票のための投票用紙と器具が用意してあります。

● 体が不自由なかたや文字が書けないかた
投票所の係員が、選挙人に代わって投票用紙に候補者の氏名を記載します。投票の秘密は守られますので、安心して申し出てください。

し、引き続き白岡町の住民基

本台帳に登録されているかた
平成17年6月2日以降、白岡町に転入されたかたは、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地の市町村で投票することができます。



